

「多賀城市内において申込品の価値の過半が生じていることの証明書」作成要領

令和7年の総務省告示改正に伴い、令和8年10月以降、地場産品基準の3号に該当する返礼品については、返礼品提供事業者により「多賀城市において当該返礼品等の価値の過半が生じている旨の証明」がなされていることが、返礼品取扱いの条件となります。

「価値の過半が区域内で生じたことの証明書類」作成様式（Excel）は、証明作成様式シートで取扱い返礼品ごとに必要事項を入力することで、証明書（自動反映）が作成される仕様となっており、本様式をご提出いただくことで、証明書を提出いただいたものとみなします。

下記の作成要領を確認し、必要事項を入力の上、ご提出くださいますようお願いいたします。なお、証明作成様式シートの黒の太枠で囲まれている箇所については、令和8年9月以降、多賀城市のホームページに掲載される箇所になりますので、予めご了承ください。（事業者都合等により、一般に公表することができない場合、ふるさと納税返礼品として提供いただくことができません。）

1 作成年月日（3行目）

- ・本様式の作成年月日をご入力ください。

2 事業者名（4行目）

- ・事業者名をご入力ください。

3 返礼品等の名称（C列）

- ・ふるさと・多賀城応援寄附指定返礼品申込書「申込品の名称」に記載した返礼品名をご入力ください。

5 区域内において生じた価値の割合（%）（D列）

- ・計算式が入っておりますので、他の必要項目を入力後、ご確認ください。
- ・D列の割合が50%を下回ると、多賀城市において当該返礼品の価値の過半が生じているとはみなされず、返礼品として取扱えません。
- ・50%を下回る場合の返礼品の取扱いの可能性については、個別にご相談ください。

6 区域内において生じた価値の割合の算出方法

(1) 標準的な算出方法 (E 列)

- ・総務省が示す算出方法で計算する必要があるので、基本的にこの欄は「○」を選択することとなります。(算出方法の詳細は 10 でご確認ください。)

(2) その他の算出方法 (F 列)

- ・総務省が示す金額での算出方法で計算する必要があるので、基本的にこの欄は空欄となります。(総務省としては、この欄を設けているものの、標準的な算出方法以外の算出方法は想定していないというスタンスです。)
- ・万が一、その他の算出方法で区域内において生じた価値の割合を算出する場合は、「○」を選択し、G 列・H 列の記入をします。

(3) その他の算出方法の詳細 (G 列)

- ・(その他の算出方法を選択した場合のみ) その他の算出方法の詳細をご記入ください。

(4) その他の算出方法とする理由 (H 列)

- ・(その他の算出方法を選択した場合のみ) その他の算出方法とする理由をご記入ください。

7 返礼品等の製造・加工地 (I 列)

- ・返礼品の製造・加工地をご記入下さい。多賀城市で製造・加工している場合は、「宮城県多賀城市」と記入してください。

8 地方団体における調達費用 (円) (J 列)

- ・多賀城市ふるさと納税返礼品の金額をご記入ください。

9 一般販売価格 (円) (K 列)

- ・当該返礼品を一般消費者に対して販売する際の通常の価格を記載してください。
- ・当該返礼品が非売品である場合には、当該返礼品の類似製品に係る通常の価格を記載してください。

10 当該返礼品の製造・販売等のために多賀城市以外で生じた費用（円）（L列）

- ・多賀城市の区域外で生産された原材料費や区域外での加工費用など、製造・販売のために市外で生じた費用【②】を記入してください。
- ・返礼品の調達費用（市への提供価格）【①】から、多賀城市内での付加価値（製造経費や加工経費、人件費、利益、その他）【③】を差し引いた額【②】を指します。

【総務省が示す区域内において生じた価値の割合の標準的な算出方法は下記のとおり】

算式：(①－②)／①

算式の符号

- ①：当該地方団体による返礼品等の調達費用（多賀城市への提供価格）
- ②：当該返礼品等の製造・販売等のために多賀城市の区域外で生じた費用

